

令和4年11月11日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 長田 周久

参事役 佐藤 康悦

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 高澤 有美

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和4年度上半期分)について

令和4年度上半期(令和4年4月～令和4年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

| 事案 | 被処分者(※) | 制裁内容 | 制裁日 | 制裁事由(事案の概要) |
|----|-------------------------|------|-------|--|
| 1 | 大阪広域事務センター 一般職(50代) | 戒告 | 5月13日 | 年金記録の業務目的外閲覧を行ったもの |
| 2 | 足立年金事務所 一般職(40代) | 戒告 | 7月8日 | 国民年金関係届書等の処理を長期間遅延させていたもの |
| 3 | 岡山西年金事務所 有期雇用職員(50代) | 戒告 | 9月22日 | 年金記録の業務目的外閲覧を行い、業務上知り得た情報について第三者に伝えたもの |

※ 被処分者の所属・役職は原則として行為時のもの

以上